

## 報告事項イ

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則について

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則の一部を改正する規則について、教育長の臨時代理により決定しましたので、教育長に対す事務の委任等に関する規則第3条第2項の規定により別紙のとおり報告します。

令和2年7月15日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する  
事務を定める規則の一部を改正する規則について

このたび、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項に基づき、「鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則」の一部を改正することについて臨時代理を行いましたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第2項に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 規則の改正概要

「鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例」の一部改正により特定個人番号を利用することができる知事部局の事務が追加されることに伴い、「鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例に基づき個人番号を利用する事務を定める規則」の該当条項を改正するもの。

※教育委員会における事務の内容に変更はない。

2 施行期日

鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例が施行される日（令和2年7月3日）

3 改正内容

改正後	改正前
(県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務) 第2条 条例別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略	(県立学校への就学に要する費用の援助に関する事務) 第2条 条例別表第1の7の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略
(授業料の徴収に関する事務) 第3条 条例別表第1の9の項の教育委員会規則で定める事務は、鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）第2条第1項の授業料の徴収に関する事務とする。	(授業料の徴収に関する事務) 第3条 条例別表第1の8の項の教育委員会規則で定める事務は、鳥取県県立高等学校授業料等徴収条例（昭和63年鳥取県条例第4号）第2条第1項の授業料の徴収に関する事務とする。
(鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務) 第4条 条例別表第1の10の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略	(鳥取県育英奨学資金の貸与に関する事務) 第4条 条例別表第1の9の項の教育委員会規則で定める事務は、次のとおりとする。 (1)・(2) 略

附 則

この規則は、鳥取県特定個人情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和2年鳥取県条例第40号）の施行の日から施行する。